

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「化学の力」で、よりよい明日を実現する。」という企業使命のもと、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上、透明性や公正性が確保された健全な経営の実現に向けて、次の各点に配慮したコーポレート・ガバナンス体制を構築し、その充実に取り組んでまいります。

- ・株主の皆様への権利・平等性の実質的な確保や株主の皆様との建設的な対話に努めること。
- ・株主の皆様との建設的な対話などのために有用な財務情報や非財務情報を適切なタイミングに正確かつ分かりやすく開示すること。
- ・株主の皆様以外のステークホルダーとの適切な協働に努めること。
- ・様々なステークホルダーの権利・立場や事業活動倫理を尊重する企業風土の醸成に向けて、経営陣・取締役会がリーダーシップを発揮すること。
- ・取締役会が、独立した立場から経営陣の職務執行に対する実効性のある監督を行い、経営陣によるリスクテイクを支える環境整備に努めるなど、その責務を果たすこと。

なお、当社は、監査役会設置会社の形態を採用しており、2名の社外取締役を含む総数7名で構成する取締役会と、監査役会を構成する2名の社外監査役を含む総数3名の監査役により、経営陣の職務執行の監督及び監査を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの改訂(2018年6月1日施行)に基づき記載しております。

【原則1-4 政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社は、企業価値向上を目的とし、相互に経営方針や事業内容、販売・購入等の取引の重要性を理解し、中長期視点で取引の維持やシナジーの創出が重要と考えられる企業の株式を保有しております。

2. 保有の検証

当社は、上場する個別の政策保有株式の評価損益や株主還元、発行企業の財務状況、当社との取引状況、コンプライアンス違反の有無等を個別に確認して保有の妥当性を検証しております。検証においては政策保有という性質上、純投資とは異なり、評価損益や株主還元のみで判断せず、製品販売等による当社収益寄与のほか、市場情報の取得や研究開発への取組み等を総合的かつ中長期視点で判断しております。この検証は取引主管部署や財務担当部署等が行うほか、取締役会で1年に2回、協議・検証を行っております。この検証により保有の妥当性が認められない株式については既に縮減を進めており、保有の妥当性が認められない、もしくは今後見込めない株式は保有しません。

3. 議決権の行使について

当社は、議決権行使にあたっては発行企業の経営及び財務状況、コンプライアンス違反の有無等を検証し、議案への賛否を判断しております。これらは財務担当部署、取引主管部署、法務担当部署等が個別に検証し、必要に応じ発行企業と対話の上総合的に判断しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの改訂(2018年6月1日施行)に基づき記載しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社役員や主要株主等との取引において、法令上、取締役会決議が求められる場合や、通例的・定例的でない重要な取引を行う場合には、取締役会で十分に審議し、承認を要するものとしております。また、毎年1回、当社の全役員に対して、関連当事者取引の有無について確認するアンケート調査を実施するなど、当社や株主共同の利益を害する取引が行われないための管理体制を構築しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、規約型確定給付企業年金制度を導入しております。運用委託先に対しては、当社の運用方針や運用ガイドラインを予め提示し、資産ポートフォリオや運用委託先が遵守すべき事項を明確にした上で、財務担当部署、経理担当部署、人事担当部署において関連知識を持った者が運用委託先と対話・協議を行いながら運営を行っております。また、年金資産の運用状況等は財務担当部署を事務局として、経理担当部署、人事担当部署及び労働組合員代表で構成する年金運営委員会で四半期ごとにモニタリングや協議を行い、その内容は経営会議で半期ごとに報告され、経営陣によって適切に状況の把握と管理ができる体制を構築しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 企業理念、ビジョン、経営計画を当社ホームページ上にて、経営戦略を有価証券報告書など関連資料にて開示しております。

<http://www.khneochem.co.jp/company/philosophy/>

<http://www.khneochem.co.jp/ir/>

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針を当社ホームページにて開示しております。

<http://www.khneochem.co.jp/ir/governance/>

() 取締役の報酬等については、会社の業績や各役位の役割、経済情勢等を勘案し、株主総会にて総額の上限額を決めた上で、取締役会からの諮問を受けた任意の指名・報酬委員会が各取締役の業績等を考慮して検討した内容及び結果を答申し、取締役会が決定しております。

執行役員の報酬等についても、任意の指名・報酬委員会が各執行役員の業績等を考慮して検討した内容及び結果を答申し、取締役会が決定しております。

監査役の報酬については、株主総会にて上限額を決めた上で監査役会規程に基づき、監査役の協議により決定しております。

()当社の取締役候補者の指名及び執行役員の選任に関しては、的確かつ迅速な意思決定に寄与する能力の有無と適材適所の観点より、取締役会からの諮問を受けた任意の指名・報酬委員会が総合的に検討した内容及び結果を答申し、取締役会において決定しております。また、取締役及び執行役員の解任についても、業績目標に対する定量面などを定期的に評価した上、期中で解任すべき事情が生じた場合には、任意の指名・報酬委員会が検討した内容及び結果を答申し、取締役会において決定または取締役の場合は株主総会議案の原案として決定します。

監査役候補者の指名に関しては、当社の監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性の有無の観点より検討し、監査役会の同意を得た上で取締役会において承認を受けております。

()取締役・監査役候補者に関する個々の指名及び取締役の解任の理由は、株主総会招集通知に記載しております。なお、最新の株主総会招集通知添付書類(株主総会参考書類)にも記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任範囲の明確化】

当社では、法令・定款で定められた事項に、重要な事業計画、一定額以上の投融資及び固定資産の取得・処分など当社独自の重要事項を加え、取締役会規程に取締役会の決定事項を明確に定めております。

また、取締役会は、経営会議規程や職務権限規程、りん議規程により決裁権限の範囲を明確に定め、相当部分を業務執行取締役(執行役員)に委任し、機動的な業務執行体制を確保しております。

【補充原則4-1-3 後継者計画】

代表取締役社長(CEO)等の後継者計画については、取締役会からの諮問を受けた任意の指名・報酬委員会が、経営理念や経営戦略を踏まえ、後継者の育成方針等や後継者候補が相応しい資質を有するか十分な時間をかけて検討した内容及び結果を答申し、取締役会において決定します。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の取締役会は、社内取締役5名、社外取締役2名で構成され、また任意の指名・報酬委員会は、社外取締役を中心に適切に運営しています。社外取締役2名が、豊富な職務経験と高い専門性を備えた独立社外取締役であり、中長期的な企業価値の向上に寄与すると考えております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、独立社外取締役の候補者選定にあたり、東京証券取引所の独立性に関する基準に加え、当社の経営に率直かつ建設的に助言、監督できる豊富な業務経験や高い専門性を重視しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、独立役員である社外取締役2名(うち、女性1名)を含む7名の取締役で構成されており、ジェンダーを含む多様性と、迅速な意思決定を推進していく規模として適切と考えております。また、事業、生産、研究開発、経営企画、財務・会計等について専門能力・知見を有する常勤取締役と、会社経営の経験と幅広い見識から積極的に意見を述べ問題提起を行うことができる社外取締役により、取締役会全体としてバランスのとれたメンバー構成としております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

当社役員と他の上場会社の役員との兼任状況につきましては、有価証券報告書で開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性評価】

取締役会は、外部機関の助言を得ながら、年に1度、取締役会の実効性を評価し、その結果について、取締役全員で具体的な改善策を検討し、これを実行することで、取締役会の機能を高める取組みを継続的にっております。

2019年5月に取締役会の構成員であるすべての取締役・監査役を対象にアンケート(選択式・記述式を含む)を実施し、その際、外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。2019年6月の外部機関の集計結果を踏まえ、同年7月に取締役会メンバーにおいて、分析・議論・評価を行いました。

その結果、取締役会の役割、構成、運営状況等について概ね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性については確保されていると認識しております。特に、当社取締役会の強みとして、取締役会でのバランスの良い活発な議論ができていた点が挙げられました。一方で、取締役会のさらなる監督機能の強化の観点から、取締役会による継続的なモニタリングのための仕組みの強化や中長期的な経営戦略等に関する議論の充実等の課題についても共有しました。

今後、本実効性評価を踏まえ、具体的な改善策について十分な検討を行った上で速やかにこれを実行し、取締役会の機能を高める取組みを継続的に進めてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役が役割や責務を理解する機会の提供、必要な予算措置を講じることとしております。

社内役員に対しては、会社法やコーポレート・ガバナンス等に関する知識、コンプライアンスや経営に関する有用情報等を提供しております。社外役員に対しては、当社グループの経営理念、経営方針、事業活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に、就任時にこれらの説明を行うとともに、その後も適宜、工場見学、担当役員からの説明等を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、情報開示を重要な経営課題の一つとして位置付け、株主をはじめとするステークホルダーと建設的な対話を促進するため、適時・適切に情報を開示しております。

()IRを担当する財務担当役員をはじめ経営陣が先頭に立ち、株主との建設的な対話を図ります。

()財務担当部署、広報担当部署、総務担当部署、その他の関係部署が連携することで対話の充実を図ります。

()決算説明会等の開催、当社ホームページでの情報提供等に取り組むことによって、当社についての理解と対話の促進を図ります。

()株主の皆様をはじめとするステークホルダーからのご意見等は経営陣幹部で共有し、会社経営の参考として企業価値の向上を図ります。

()インサイダー取引防止規程や教育を通じ、インサイダー情報の管理を徹底します。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、自社の資本コスト(WACC)を把握した上で、経営理念を踏まえた経営戦略や経営計画を策定し、その概要を開示しております。

一定の金額を超える投資については機関決定前に設備投資審議会等を経ることとし、NPV(正味現在価値)やIRR(内部収益率)等を踏まえて総合的に判断しております。ハードルレートは資本コストを基準とし、新製品投資や更新・合理化投資、カントリーリスクなどリスクに応じた係数を乗じて設定しております。当社は、機能性材料や電子材料といった利益を牽引する事業に対しては優先的に経営資源を投下し、当社の事業全体を基盤として支える基礎化学品については徹底した合理化を行うなど、資本コストを意識した経営を行っています。また、策定した経営戦略や経営計画と、その進捗や結果は当社ホームページや説明会等で開示や説明を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,854,000	15.83
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	2,750,000	7.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,015,300	5.45
SHEPHERDS HILL CAPITAL PARTNERS UNLIMITED COMPANY	1,573,400	4.25
TAIYO FUND, L.P.	887,300	2.40
株式会社みずほ銀行	733,300	1.98
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	666,457	1.80
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	625,400	1.69
JP MORGAN CHASE BANK 385174	598,300	1.62
TAIYO HANEI FUND, L.P.	589,600	1.59

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2018年12月21日付で、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社より、2018年12月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載された大量保有報告書(変更報告書)が提出されていますが、当社として2019年6月末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

【三井住友信託銀行株式会社 他2社】

所有株式数 1,894,900株 発行済株式総数に対する所有株式数の割合 5.14%

2019年2月22日付で、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社、アセットマネジメントOneインターナショナルより、2019年2月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載された大量保有報告書(変更報告書)が提出されていますが、当社として2019年6月末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

【株式会社みずほ銀行 他2社】

所有株式数 2,421,800株 発行済株式総数に対する所有株式数の割合 6.55%

2019年3月25日付で、エフエムアール エルエルシーより、2019年3月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載された大量保有報告書(変更報告書)が提出されていますが、当社として2019年6月末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

【エフエムアール エルエルシー】

所有株式数 3,384,492株 発行済株式総数に対する所有株式数の割合 9.16%

2019年5月15日付で、タイヨウ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エルエルシー及びその共同保有者であるタイヨウ繁栄ジーピー・エルティディー、タイヨウ・パシフィック・シージー・エルエルシー、タイヨウ・マキ・ジーピー・エルティディー、タイヨウ・ヒナタ・ジーピー・エルエルシーより、2019年5月8日現在で以下の株式を所有している旨が記載された大量保有報告書が提出されていますが、当社として2019年6月末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

【タイヨウ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エルエルシー 他4社】

所有株式数 1,894,000株 発行済株式総数に対する所有株式数の割合 5.13%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤瀬 學	他の会社の出身者											
宮入 小夜子	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤瀬 學	○	同氏が過去において業務執行者であった三井化学株式会社と当社は取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、また、同社執行役員を2005年6月に退任して10年以上が経過していることからして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年の大手化学会社における経験と幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な見地から、当社経営の監督機能を果たしていただいていることから、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として届け出ております。

宮入 小夜子	○	-	コンサルタント会社における実務経験・経営経験、および大学教授としての経験と幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な見地から、経営の監督機能を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をしております。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として届け出ております。
--------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役

補足説明 更新

取締役会からの諮問を受け、取締役及び執行役員の指名・報酬等に関する事項について審議し、その内容及び結果を取締役会に答申するため、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役3名以上（過半数は社外取締役）を構成員とし、必要に応じて開催しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役会で決議された監査方針及び監査計画、監査基準に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、業務状況の調査により、会社の状況を把握しつつ、経営活動が法令・社内規程等に準拠して行われていることを監視するほか、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）及び内部監査部門である監査室と、定期的に情報・意見交換、協議を行う等により連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
稲垣 敦夫	他の会社の出身者													
伊藤 健二	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
稲垣 敦夫	○	-	他事業会社における監査役の経験と幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な見地から当社経営の監査をしていただくため、社外監査役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として届け出ております。
伊藤 健二	○	同氏が過去において業務執行者であった株式会社みずほ銀行及びみずほ信託銀行株式会社は、当社の取引先であります。が、株式会社みずほ銀行を経てみずほ信託銀行株式会社を2004年3月に退任して10年以上が経過していることからして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	金融機関等における監査役の経験と幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な見地から当社の事業全般の監査をしていただくため、社外監査役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬と業績連動型株式報酬で構成されております。基本報酬においては、その一定割合において業績連動の仕組みを導入し金銭で支給しております。業績連動型株式報酬は、中長期的な業績の向上と持続的な企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として業績との連動だけでなく、株式価値とも連動した制度として導入しております。業績と連動した金銭での報酬と業績と連動した株式報酬とを組み合わせ、短期、中長期のそれぞれの視点からインセンティブ付与を行っております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

総額及び限度額を有価証券報告書にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で定められた報酬限度内において、各取締役の職務の内容や成果等を総合的に勘案し、取締役会の諮問を受けた任意の指名・報酬委員会の答申をもとに、取締役会において報酬額を決定しております。

なお、社外取締役については、定額報酬としており、業績により変動する要素はありません。

2018年3月27日開催の第8回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役(社外取締役を除く)を対象に、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会事務局である経営企画部は、社外取締役・社外監査役に必要な情報を随時提供するとともに、毎月、取締役会の付議・報告事項に関する事前説明を行っております。

社外取締役、社外監査役から職務の執行に必要な情報提供を求められた場合、執行組織から提供しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

一名

その他の事項

代表取締役等であった者が会社法上の役員の地位を退いた後、引き続き、相談役や顧問など会社の役職に就任する制度はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しており、当社の取締役会は、本書提出日現在、取締役7名(うち社外取締役2名)で構成されております。取締役会は、原則として月1回の定時取締役会や四半期に1回の決算承認を主目的とする取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。

(監査役及び監査役会)

監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、本書提出日現在、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役会は、原則として月1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、監査室及び会計監査人と定期的に情報・意見交換、協議を行う等により相互に連携を図っております。

(経営会議)

当社は、当社運営上の基本方針及び業務執行に関する重要な事項を審議し、取締役会付議事項の立案を行う会議体として、経営会議を設置しております。経営会議は、常勤取締役、執行役員及び常勤監査役並びに代表取締役社長の指名する者を構成員とし、原則として月に1回以上開催しております。

(執行役員制度及び執行役員会)

当社は、会社の業務執行に関する意思決定の迅速化及び効率化を図るため、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行っており、12名(うち取締役兼務者は5名)で構成されております。

また、当社は、執行役員の業務執行に関する報告及び改善施策の立案、取締役会決定事項の伝達及び周知並びに役員間の情報交換を図る会議体として、執行役員会を設置しております。執行役員会は、常勤取締役、執行役員及び常勤監査役並びに代表取締役社長の指名する者を構成員とし、原則として月1回以上開催しております。

(指名・報酬委員会)

当社は、取締役会からの諮問を受け、取締役及び執行役員の指名・報酬等に関する事項について審議し、その内容及び結果を取締役に答申するため、任意の委員会である指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役3名以上(過半数は社外取締役)を構成員とし、必要に応じて開催しております。

(環境保安委員会)

当社は、当社のRC(レスポンシブル・ケア)活動方針、保安管理の基本方針及び重点施策の審議及び決定並びにRC活動の進捗確認を行うため、環境保安委員会を設置しております。環境保安委員会は、常勤取締役、執行役員及び常勤監査役並びに委員長が指名する者を構成員とし、原則として年に1回以上開催しております。

(品質保証委員会)

当社は、当社の品質保証に関する方針等の審議・決定、活動の進捗確認等を行うため、品質保証委員会を設置しております。品質保証委員会

は、常勤取締役、執行役員及び常勤監査役並びに委員長が指名する者を構成員とし、原則として年に1回以上開催しております。

(内部監査)

当社の内部監査は、他から独立した部署として監査室(5名)を設置し、企業集団各社の組織、制度及び業務の運営が諸法規、会社の経営方針、諸規程等に準拠し、適正かつ効率的に実施されているか否かを検証、評価することにより、経営管理の諸情報の正確性を確保し、業務活動の正常な運営と改善向上を図ることを目的として実施しております。監査室は、監査結果を代表取締役社長に報告し、改善提案を行うとともに、その後の改善状況についてフォローアップ監査を実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。

(監査役監査)

当社の監査役監査は、監査役3名にて実施しており、取締役会に出席し、また、定期的に代表取締役社長との意見交換及び監査室との情報交換を実施するとともに、必要に応じて取締役から報告を受け、取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保しております。

(会計監査)

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。なお、同監査法人は業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。また、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。

(コンプライアンス体制)

2019年9月1日から、従前のコンプライアンス委員会を廃止し、コンプライアンス最高責任者である取締役社長の下、実務責任者としてコンプライアンス担当役員を任命し、具体的な事案に迅速に対応できる体制に強化し、運用面の実効性を高めております。また、コンプライアンス推進施策を効果的に実施するため、コンプライアンス推進会議を年に2回開催することとしています。

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、2016年6月10日以降に締結した当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

常勤取締役5名と社外取締役2名で構成する取締役会と常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成する監査役会からなる監査役会設置会社としての現体制を基礎として、役員の指名・報酬に関する委員会を社外取締役中心に適切に運営すること等により、継続的にガバナンス体制の充実に取り組むことが当社の持続的な成長や健全な経営等に寄与するものと判断しております。

社外取締役には、その豊富な職務経験や高い専門性を活かし、客観的な立場で幅広い視点から、経営陣の経営判断が社内の論理に偏ることがないよう率直かつ積極的に意見を述べていただくとともに、建設的な助言及び監督を行っていただいております。

また、監査役会設置会社における監査役は、取締役会における議決権を有しないため取締役の職務執行について客観的な監査が可能であり、特に独立社外監査役は経営陣からさらに独立した立場での監査が可能と考えられます。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日よりも極力前倒して早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の皆様が出席できるような日程を検討しております。
電磁的方法による議決権の行使	一般投資家向けに株主名簿管理人のウェブサイトにおける議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家向けに株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	議決権行使への適切な対応として、英文での招集通知を提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成の上、当社ホームページで公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	継続的な説明会の開催に加え、当社ホームページ上に個人投資家向けの専用ページを設け、事業内容について分かりやすく掲載しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに決算説明会を実施し、その内容をホームページに掲載しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会や個別面談等によって、決算説明等を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページで有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料・動画、アニュアルレポート、決算情報以外の適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務担当役員をIR担当役員、財務担当部署をIR担当部署とし、株主・投資家の皆様との建設的な対話を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、全役員、全従業員が遵守すべきルールとして「コンプライアンスガイドライン」を定めており、その中で、社会のよき一員として、すべてのステークホルダーと良好な関係を築き、すべての人々の人権・人格を尊重し、情報を適正に管理し、適時・適切な情報開示を行う旨定めております。 また、化学物質を製造する事業者として、(1).法令遵守、(2).環境保全、(3).保安防災、労働安全衛生、(4).物流安全、化学品・製品安全、(5).社会との対話、に関する「RC(レスポンス・ケア)活動方針」を定め、環境、安全及び健康面の対策を実施し、改善を図っていく自主管理活動を展開しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、代表取締役社長が議長を務める「CSR推進会議」を設置し、活動を推進しております。中長期的に企業が持続的な成長を目指す上で、CSR活動に対する取組みを重要な経営課題のひとつとして位置付け、事業に関連した活動(例えば、環境配慮型製品の開発・提供、省エネルギー)や、ガバナンス体制の構築、ステークホルダーとの対話及び地域社会との関係性構築等に積極的に取り組んでおります。また、社会貢献活動も積極的に行っており、2018年には千葉県市原市のスポーツ施設「市原スポレクパーク」において、ベンチの寄贈及び役職員約100名による塗装作業を行ったほか、各事業場で積極的に取り組んでおります。 CSR活動に関する取組み状況についてはCSR報告書にて報告しており、当社ホームページでも公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	上記の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」及び「社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定」の項目に記載のとおりであります。
その他	当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づき、事業主行動計画を策定し、2016年4月より、積極的に推進してきました。 その結果、管理職に占める女性社員の比率は2015年度の約1%から2018年度は約5%へ、女性採用比率は、2015年度の約8%から2018年度は約10%へ、それぞれ向上しました。今後も様々な施策に取り組み、女性活躍推進に力をいれてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において以下の「内部統制システムの基本方針」について決議し、当社の内部統制が適切に機能する体制を整備しております。

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a)法令及び定款の遵守を経営の基本と考え、全ての事業活動においてその徹底に努め、企業倫理の教育・啓発活動等を実施する。
- (b)内部通報制度や監査組織を整備し、法令や社内ルールに違反する行為の未然防止を図る。

【運用状況】

- ・「コンプライアンスガイドライン」及び「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの遵守に努めております。
- ・コンプライアンス意識調査を実施し、その結果を踏まえ、教育・啓発すべき課題を抽出しました。
- ・年2回開催するコンプライアンス委員会において、基本方針を企画・立案してコンプライアンス体制を維持・強化するとともに、遵守状況を確認し適正な措置を講じております。
- ・コンプライアンス委員会において、常勤役員、本社部長及び事業場長に対しコンプライアンスに係る研修を実施いたしました。
- ・使用人に対し、コンプライアンス遵守の意識を高め、また関係法令等社内外のルールを周知徹底するために各種研修を実施しております。
- ・コンプライアンス意識の向上のために、5C Credoを定め、役員及び使用人に対し、クレドカード(コンプライアンスカードを含む)を配布し、周知徹底を行っております。
- ・改訂コーポレート・ガバナンスコードに対応した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を作成し開示しております。
- ・財務報告に係る内部統制を評価し、その有効性を確認した報告書を提出いたしました。
- ・内部通報制度を設けて(社外弁護士を含む複数の窓口を設置)、問題の早期発見に努めております。また、各種研修において、内部通報制度の周知を行っております。
- ・法令改正への対応及び法令遵守の徹底のために、規程等社内のルールを適宜更新いたしました。
- ・監査室が独立した立場から、監査計画を策定し同計画に基づき、内部監査を実施しております。また、各部署は監査室から指摘された課題に対し速やかに改善報告の提出まで行うサイクルを構築しており、実効性のある内部監査体制の整備、運用に努めております。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、管理対象情報及び管理組織を明確化し、規程等の定めに従って適切に保存及び管理を行う。

【運用状況】

- ・業務執行に係る情報については、「取締役会規程」や「秘密情報管理規程」、「文書規程」等の各種規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
- ・未公表の重要情報については、管理運営方針に基づき管理するとともに、インサイダー取引防止を徹底するため運用体制を強化いたしました。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a)損失の危険の管理については、取締役会において会社全体の経営上想定されるリスクを把握し、評価する。

(b)各部署は所管するリスクの識別・分析・評価・対応を行う。

【運用状況】

- ・年金運用資産のガバナンスを強化するため当社の運用基本方針を改正し、運用リスク管理体制の見直しを実施いたしました。
- ・「リスク管理規程」を定め、事業リスクを中心にリスク台帳を整備しております。
- ・各部署は、毎年、所管する業務に係るリスクを収集し、分析・評価を行い、リスク台帳を更新しております。また、適宜対策を講じることでリスク低減及び顕在化防止に努めております。
- ・当社におけるリスク管理の所管部署が、リスク台帳に記載のリスクについてモニタリングを行い、一定の基準を超えるリスクについては、年に1度、取締役会に報告しております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)取締役の職務の執行が効率的に行われるために、職務権限を定め業績目標を設定し、諸施策を実行する。

(b)その進捗状況や結果については定期的にレビューを行う。

【運用状況】

- ・「取締役会規程」や「経営会議規程」、「りん議程」等で決議事項・職務権限を定め、規程に沿った運用を行っております。
- ・取締役会の実効性向上のために、第三者機関を通じたアンケートを実施し、取締役会メンバーにおいて分析・議論・評価を行い、具体的な改善策を実施しております。
- ・取締役会の効率化を図るために、報告事項の見直しを実施いたしました。
- ・原則として毎月開催される取締役会で、年度予算の月次進捗等が報告され、多面的な検討を行い、必要な対策を講じております。
- ・取締役会において中期経営計画及び年次計画の進捗状況を適宜確認し、必要に応じて対策を講じております。

(5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における業務の適正を確保するために、関係会社を管理するための社内規程を制定し、業務執行に関する責任及び権限を規定するとともに、内部監査部門による監査を実施する。

【運用状況】

- ・「関係会社管理規程」を定め、子会社を所管する部署の役割を明確化し、子会社との間で月次の連絡会等を通して経営状況の適切な把握に努めております。
- ・重要な子会社に対し、法令の制定や改正等必要に応じて、規程の整備や改正を指示しております。
- ・重要な子会社において、コンプライアンス意識の向上のため、コンプライアンス研修を実施いたしました。
- ・重要な子会社に代表取締役社長及び社外役員として、当社役員や使用人を派遣又は出向させ、適切な指導及び監督を行うとともに、監査室が内部監査を実施する等、企業集団全体での適切な管理・運営を推進しております。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその業務を遂行するために補助要員が必要な場合、使用人若干名に、監査役の職務の補助機能を担当させる。その場合、当該業務においては取締役ではなく監査役がその使用人を指揮・監督する。

【運用状況】

・監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合には、速やかにこれに対応します。現時点で監査役からの求めはなく、特定の補助要員は置いておりません。

(7)当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。特に、法令もしくは定款に違反する行為及び会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実、またはそのおそれを発見した場合は、遅滞なく監査役に報告を行う。

【運用状況】

・監査役に対し、取締役会の議案及び報告事項等に関し、会議開催前に情報提供や説明を行っております。

・常勤監査役がコンプライアンス委員会に出席しております。また適宜、コンプライアンスに関する情報を常勤監査役に提供し、常勤監査役から他の監査役にも共有されております。

・当社及び子会社の取締役及び使用人は、「関係会社管理規程」に沿って子会社の情報を収集した上で、適宜必要な情報を常勤監査役に提供し、常勤監査役から他の監査役にも共有しております。

(8)前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人からの監査役への報告については、法令等に従い報告内容を秘密として保持するとともに、当該報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

【運用状況】

・内部通報制度として、「常勤監査役ホットライン」を設置しております。また、他の窓口と併せて周知を行うとともに、その対応において、秘密を厳守し連絡者に対する不利益な取扱いをしないことを約し、その徹底に努めております。

(9)監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役がその職務の執行上必要と認める費用について、前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

【運用状況】

・監査役が前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

(10)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、監査役は内部監査組織等と連携して監査を実施することができる。

(b)取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ適宜必要な情報提供を行う。

【運用状況】

・監査役と監査室が毎月連絡会を行い、監査活動計画・監査活動の振返り等の情報を共有しております。また、より実効性のある監査を実施するため、必要に応じ、監査役は監査室、経理部と連携して監査を行っております。

・監査室から監査役に対し内部監査に関する報告書を提出いたしました。

・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、適宜必要な情報の提供に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力が接触を求めてきた場合の対応とその体制を定め、反社会的勢力との関係を遮断、排除し、反社会的勢力による被害を未然に防止することを目的として「反社会的勢力排除規程」及び「反社会的勢力排除実施基準」を定めております。具体的内容としては以下のとおりであります。

(1) 反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針

(a) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否するものとしております。

(b) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係があると思われる者から接触を受けた場合には、直ちに所管部署へ連絡するとともに、必ず組織的な対応によってこれを行うものとし、単独での対応を禁じております。

(c) 反社会的勢力への対応については、必要に応じ、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関の協力を要請するものとしております。

(2) 排除体制

反社会的勢力への対応については、主管部を総務担当部署、責任者を当該部署責任者としております。主管部及びその責任者は、平時より警察等の外部専門機関との連携に心掛け、反社会的勢力に関する情報収集とその管理を行うとともに、反社会的勢力との関係を遮断、排除するための調査、反社会的勢力が接触してきた場合の対応、教育訓練等の詳細を定め、これを社内に周知することで、反社会的勢力の排除し得る体制を整備しております。

(3) 反社会的勢力チェック等

(a) 新規取引先について

反社会的勢力との関係を遮断、排除するため、取引先の選定にあたっては、新聞及び雑誌の記事、インターネット、専門機関等の外部データベース等を積極的に活用するなどして、必ず調査を実施することとしております。また、取引に際しては、原則として、取引先との間に反社会的勢力の排除に関する覚書を締結する、又は取引先との契約書等に反社会的勢力排除条項を明記することとしております。

(b) 既存取引先について

原則として、取引先との間に反社会的勢力の排除に関する覚書を締結する、又は取引先との契約書等に反社会的勢力排除条項を明記しております。また、年1回の頻度で、継続的な取引先に対し外部機関を利用した再チェックを実施しております。

(c) 株主について

一定範囲の大株主については、外部機関を利用し、調査を実施しております。

(d) 役員について

取締役候補者及び監査役候補者につきまして、外部機関等を利用し、調査を実施しております。

(e) 従業員について

入社時に、中途採用者も含めた全従業員から、反社会的勢力等と一切の関わりを持っていないこと、将来においても一切持たない旨の誓約書を得ております。

その他

1.買収防衛策の導入の有無

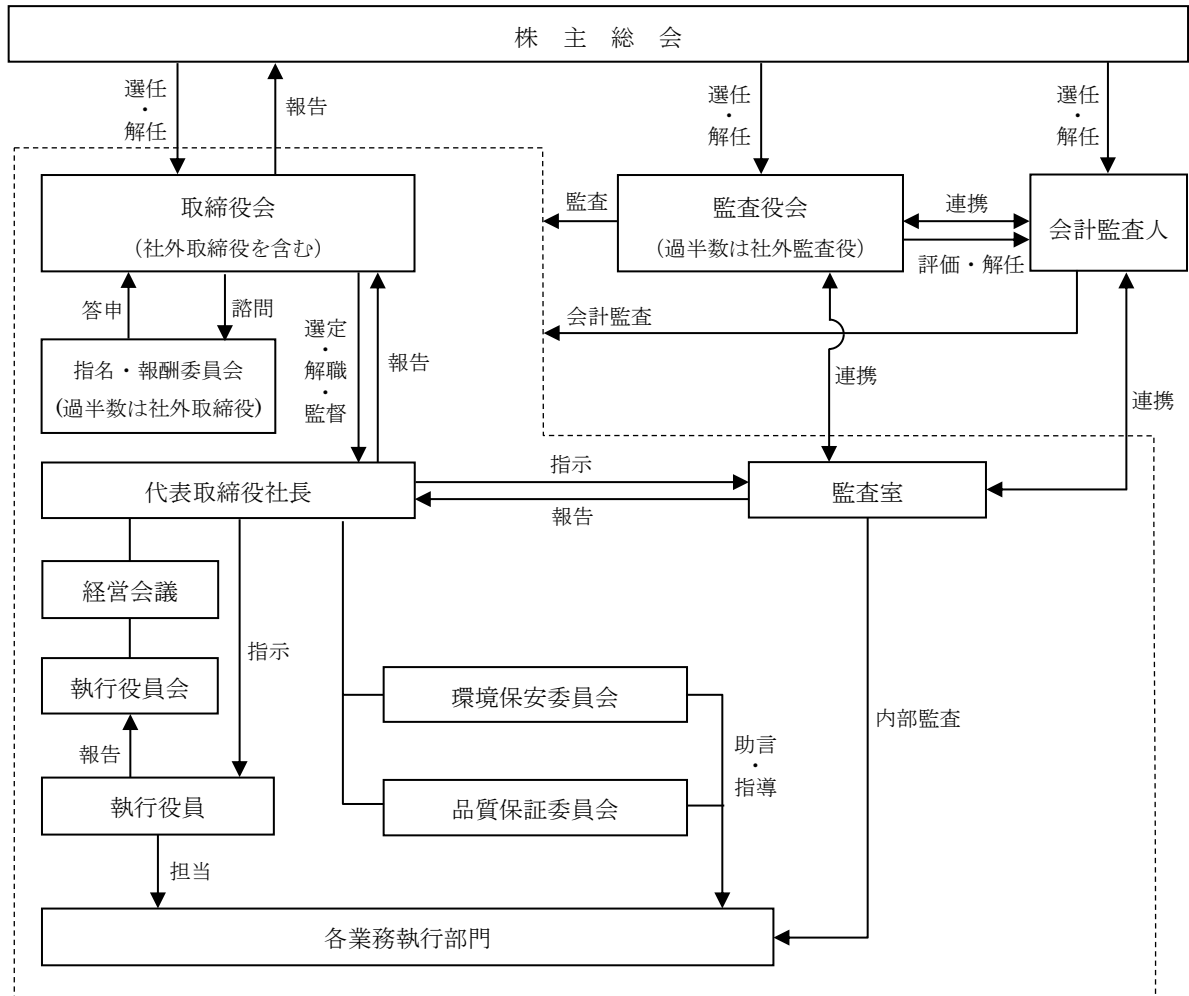
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

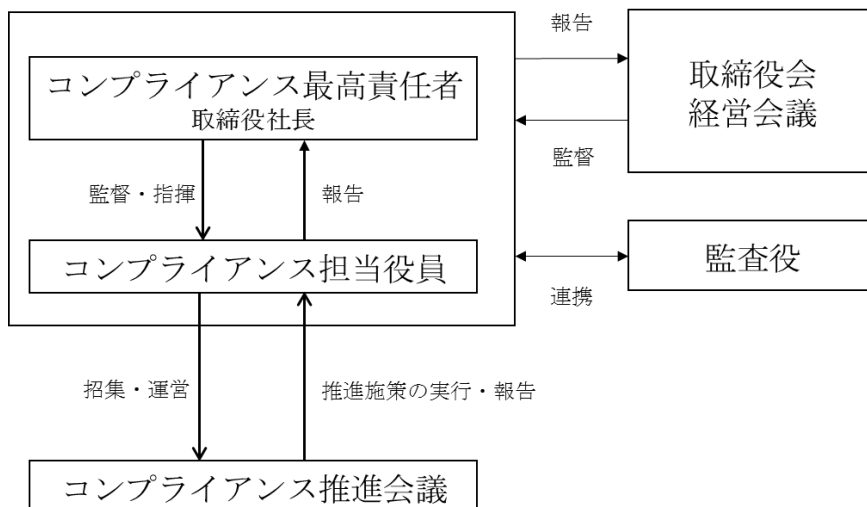
2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

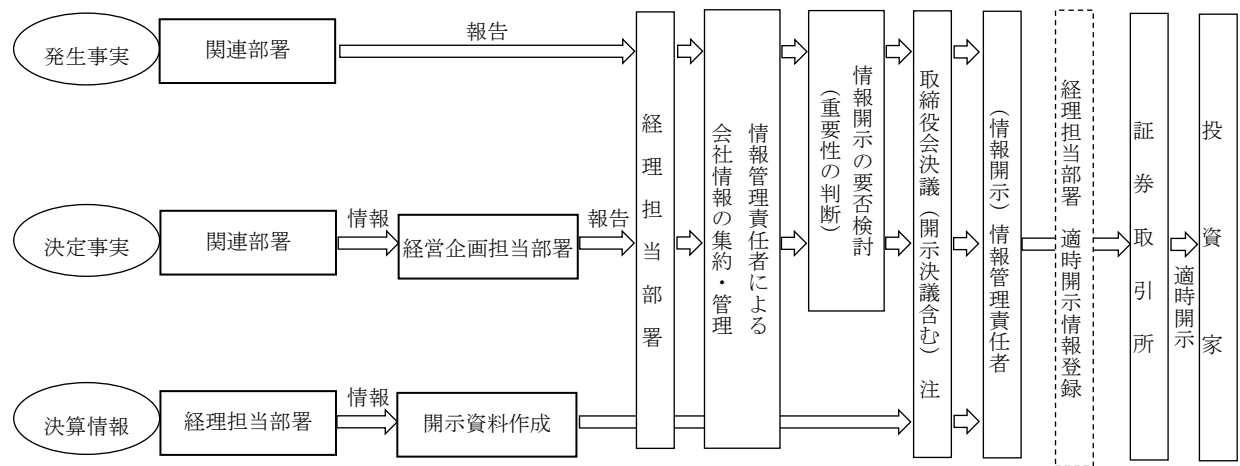
【模式図（参考資料）】



【コンプライアンス体制（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】



注：緊急性を要する場合は取締役会に代えて社長の承認により対応し、その後取締役会において、当該開示事項を報告します。